

学校給食費支援対策について

教育委員会管理課
学校給食センター

学校給食費支援対策について

1 学校給食費支援対策の趣旨

本町における学校給食は、学校給食法に定める学校給食費を小学校1食212円、中学校1食261円として安全で安心な食材を調達して提供しています。

学校給食費の支援対策は、厚岸町が保護者の負担を軽減し、教育の充実、食育の推進、少子化対策及び子育て支援を実現するため施策として実施するものです。

(1) 学校給食の目的

食育基本法では、成長期にある子どもへの食育・徳育は、健やかに生きるための基礎を養うことを目的としています。また、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さを理解するうえで食は重要な教材となります。学校給食における食育の中心は給食で、学校教育に必要な教材と同様の性質のものとされています。

(2) 学校給食対象者人数

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
小学校	1年生	75	60	67
	2年生	62	75	60
	3年生	62	62	75
	4年生	63	62	62
	5年生	84	63	62
	6年生	75	84	63
	小計	421	406	389
中学校	1年生	80	75	84
	2年生	75	80	75
	3年生	96	75	80
	小計	251	230	239
合計		672	636	628

・住民基本台帳ベースにより推計(G-partner: 就学予定者年齢別集計表)

(3) 経費の見込額

(単位: 円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
小学校	給食費	18,565,000	17,903,000	17,154,000
	消費税(2%)	-	180,000	344,000
	牛乳(農協・森高)	807,000	1,480,000	1,411,000
	計(児童のみ)	19,372,000	19,563,000	18,909,000
中学校	給食費	13,627,000	12,487,000	10,738,000
	消費税(2%)	-	125,000	215,000
	牛乳(農協・森高)	484,000	833,000	867,000
	計(生徒のみ)	14,111,000	13,445,000	11,820,000
計	給食費	32,192,000	30,390,000	27,892,000
	消費税(2%)	-	305,000	559,000
	牛乳(農協・森高)	1,291,000	2,313,000	2,278,000
	計(児童+生徒)	33,483,000	33,008,000	30,729,000

・小学校 212円/1食、中学校 261円/1食

・H30学校給食センター操業予定日 208日をベースに算出

(小学校 就学予定者×212円×208日)

(中学校 就学予定者×261円×208日)

・平成31年度10月予定からの増加要因として、消費税10%引き上げとなることから、増税差分2%を給食費へ上乘せ。

・平成30年度より引き続き地元牛乳(農協・森高)助成金を上乘せ。

※ 千円未満切り上げ

2 今後の課題

給食費の完全無償化を実施するためには年間約3千万円という固定経費が必要になり、無償化後は毎年継続的な予算の確保が必要となります。

また、完全無償化を実施した場合、時間の経過とともに無料で学校給食を食べることが「当然のことである。」という意識が強くなり、感謝の気持ちが薄らいでしまうことが懸念されます。

3 今後の方針

加速する少子高齢化、子どもの貧困などその対策は急務であり、保護者に求められる教育に関する負担軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体で子育てを支える方策として給食費を支援することは意義深く、大きな価値があることから、厚岸町教育大綱に掲げる「安心・安全で質の高い教育環境の充実」の実現に向け、子育てしやすい環境を作るという方針のもと、給食費の完全無償化または、一部助成を平成32年度から始まる第6期総合計画へ事業登載し、「学校給食の充実と支援」を推進します。

4 参考

学校給食法に規定する保護者負担（第11条第2項）との整合

学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）抜粋
（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び施設に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

「学校給食執務ハンドブック」の質疑応答（学校給食の保護者負担）
学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めている。（施設、設備等は設置者の負担、それ以外の材料費、光熱水費は保護者負担とする。）学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。
しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減（負担なしも含む。）することは可能とされている。

※保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はない。